

区立保育園における乳児等通園支援事業の実施について

乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）については、令和6年6月12日公布の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和7年度に法制度化、令和8年度に給付制度化し、全国の自治体において本格実施されることとなりました。

これにより、区は、子ども・子育て支援事業計画（第三期）において、こども誰でも通園制度の量の見込みと必要な確保量を定めるとともに、計画的な提供体制の確保が必要となっています。

このことを踏まえ、提供体制を着実に確保する観点から、区立保育園において、以下のとおり、こども誰でも通園制度に取り組むこととしましたので、報告します。

1 こども誰でも通園制度の概要

就労要件等を問わず、満3歳未満の未就園児が、月一定時間の利用可能枠の中で、認可保育所等に通園できる制度。令和7年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断において実施し、令和8年度からは同法に基づく新たな給付制度（通園給付）として全自治体で実施する予定。

2 令和7年度以降の取組

（1）令和7年度の取組

区立保育園の利用状況を踏まえ、令和8年4月の「待機児童ゼロ」の実現に影響を及ぼさないことを前提に、主に以下の点を考慮した結果、本天沼保育園、和田保育園及び高井戸東保育園の計3園で取組を開始する。

- ・利用定員に一定の空きがあり、かつ、人員を増員せず、こども誰でも通園制度の専任保育士の確保が可能であること。
- ・利用対象者が多い0・1歳児に対する受入れができること。
- ・産休明け園（9週目園）ではないこと。

また、取組の開始に当たっては、当該園の0～2歳児の利用定員を減員し、こども誰でも通園制度の利用定員を別に設定する。

<実施内容等>

実 施 園	本天沼	和田	高井戸東
保 育 園 利 用 定 員 ^{※1} （ ） は 減 員 前	32人（37人）	20人（27人）	41人（44人）
実 施 日	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）		
こども誰でも通園制度 利 用 定 員	2人／日		
対 象 年 齢	0 ^{※2} ～1歳	1～2歳	0歳 ^{※2}
実 施 方 法	一般型（在園児合同）		
利 用 方 法	定期利用		
利 用 時 間	月10時間		
利 用 料 金	月2,750円		

※1 0～2歳児

※2 生後8か月以降

(2) 令和8年度以降の取組

令和7年度に行う区立保育園のあり方検討において、実施園の拡大等を検討する。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年6月 第2回区議会定例会に区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を
改正する条例案を提出
利用児童の募集（3園）
- 8月 区立保育園におけるこども誰でも通園制度の取組開始（3園）